

医薬品情報専門薬剤師規程細則（抜粋）

■ 認定要件細則（抜粋）

○ 第 2 項における業務経験の範囲

- ・ 業務経験の領域は、医療・教育・行政など複数に渡っていてもかまわないこととするが、以下で言う「従事している」とは、専任(半日)以上とする。
- ・ 病院・診療所：医薬品情報管理室等において、採用薬評価、治験薬評価、採用薬の院内安全対策などに従事していること。業務の内容の50%相当以上が医薬品情報に関係していること。
- ・ 薬局・薬事情報センター：薬局等において医薬品情報担当（医薬品情報に関する教育を含む）を行っていること。また、薬事情報センターにおいて医薬品情報業務を行っていること。
- ・ 卸：卸業において、医薬品情報業務（医薬品情報部門、市販後調査部門）に従事していること。
- ・ 企業：企業において、医薬品情報業務（安全情報部門、学術・お客様相談部門、医薬品情報に関する教育部門など）に従事していること。
- ・ 行政：薬事行政において、医薬品にかかわる安全対策関連業務に従事していること。
- ・ 大学：教育現場において、医薬品情報学関連教育（薬学教育コアカリキュラムC15及びDI の中の医薬品情報に関する教育）を担当していること。医薬品情報関連実習を担当していること。または、医薬品情報に関する卒業論文、修士論文指導をしていること。
- ・ 情報センターなど：（一財）日本医薬情報センターや（一財）国際医学情報センターなどの情報機関において、医薬品情報に関連する業務に従事していること。
- ・ その他：本学会が認定する職域・団体において医薬品情報に関連する業務に従事していること。

なお、上記の業務経験を記載した履歴書と所属長の証明を提出するものとする。

○ 第 3 項における本学会が指定するセミナー及び研修単位

1) セミナー

必修：医薬品情報学会主催 生涯教育セミナー受講（1 日） 20 単位

2) 学術集会及び講演会

選択：本学会の主催する年次学術集会 出席（1 日） 10 単位

本学会の主催するフォーラム 出席 5 単位

選択：本学会の指定する関連学会などの年次学術集会及び本学会の認定する他学

術団体が主催する医薬品情報に関する教育セミナーなど出席 原則2単位
(時間により最大3単位)

※ 本学会の指定する関連学会とは、以下のものをいう(五十音順)。

日本医療情報学会、日本医療薬学会、日本社会薬学会、日本薬学会、日本薬剤疫学会、
日本薬剤師会学術大会、日本臨床薬理学会、

Drug Information Association, International Pharmaceutical Federation

※ 認定する他学術団体が主催する医薬品情報に関する教育セミナーとは、あらかじめ本学会の研修委員会において単位認定された教育セミナーとする。教育セミナーの認定取得手続きについては別に定める。

○ 第4項に規定した複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に医薬品情報領域の学術論文について、行政あるいは製薬企業等に勤務するために職務上の制約から執筆が現実的でない場合にあつては、医薬品情報領域の公的報告書(共著者可)、総説(筆頭)、学術論文(共著者可)のいずれかが1編以上あることをもって申請資格をみたすものとして扱うことができる。

○ 認定にかかわる諸費用

受験料 ¥10,800 (内税)

認定審査料 ¥10,800 (内税)

認定料 ¥21,600 (内税)

○ 認定試験

認定試験は、年1回実施する。

○ 認定の有効期間

認定の有効期間は、交付の日から5年とする。

■ 更新要件細則(抜粋)

○ 第3項における本学会が指定する研修セミナー及び研修単位

1) 研修セミナー

必修：日本医薬品情報学会学術大会・総会時に開催される教育講演もしくはシンポジウム、および日本医薬品情報学会が主催するフォーラムにおいて、医薬品情報専門薬剤師更新認定用と指定されたプログラムの受講

1 プログラム 5 単位 (最高20 単位まで)

※ 単位の認定は、受講証明書と指定の研修レポートの提出証明書をもって行う。

※ プログラムの指定は研修委員会が行う

2) 学術集会及び講演会

選択：学会の主催する年次学術集会 出席（1日） 10 単位

本学会の主催するフォーラム 出席 5 単位

選択：本学会の指定する関連学会などの年次学術集会及び本学会の認定する他学術団体が主催する医薬品情報に関する教育セミナーなど出席 原則2単位
(時間により最大3単位)

※ 本学会の指定する関連学会とは、以下のものをいう(五十音順)。

日本医療情報学会、日本医療薬学会、日本社会薬学会、日本薬学会、日本薬剤疫学会、日本薬剤師会学術大会、日本臨床薬理学会、

Drug Information Association, International Pharmaceutical Federation

※ 認定する他学術団体が主催する医薬品情報に関する教育セミナーとは、あらかじめ本学会の研修委員会において単位認定された教育セミナーとする。教育セミナーの認定取得手続きについては別に定める。

3) e-ラーニング

選択：本学会の指定するe-ラーニング講座の受講とレポート提出

(1 講座：2単位、最高 10単位まで)

※ 本学会の指定するe-ラーニング講座とは、別途指定し周知するものとする。

※ プログラムの指定は研修委員会が行う

○ 認定にかかわる諸費用

更新審査料 ¥10,800 (内税)

更新料 ¥21,600 (内税)

附則

1) 平成 22 年 12 月 1 日 施行

2) 平成 26 年 1 月 1 日 一部改正

2) 平成 26 年 6 月 6 日 一部改正

3) 平成 26 年 7 月 13 日 一部改正